

## 緊急消防援助隊設備整備費補助金の補助メニューの充実

応急対策室

緊急消防援助隊整備費補助金は、平成15年6月に緊急消防援助隊が消防組織法に位置付けられたことに伴い、緊急消防援助隊用消防車両等の計画的な整備を国として進めるために、部隊を構成する市町村等に対して行う補助制度です。

緊急消防援助隊整備費補助金における補助対象施設は、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」にもとづいて整備される施設で「緊急消防援助隊に関する政令」で定めるものがその対象とされ、その経費について予算の範囲内で国が補助することとしています(消防組織法第49条第2項)。

なお、「緊急消防援助隊に関する政令」で定める対象施設は、

- ① 消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、その他の消防用自動車
- ② 航空機、消防艇
- ③ 救助用資機材、救急用資機材等
- ④ 消防救急デジタル無線等

です。

消防庁では、緊急消防援助隊の更なる体制の充実・強化を図るために、平成19年度より新たな補助メニュー(補助対象設備)を追加しましたので紹介します。

### 1. 「救助工作車」の充実

救助工作車の補助対象として、従来のⅡ型、Ⅲ型に加え新たに「Ⅳ型」を追加しました。

#### (1) 概要

大規模災害時において、迅速で確実な救助体制を図るため、従来の救助工作車Ⅱ型、Ⅲ型(通常の救助資機材に加えて高度救助資機材を積載)に加え、新たに救助工作車Ⅳ型を追加しました。この救助工作車Ⅳ型は、航空機(航空自衛隊C-130を想定)に積載できる小型の救助工作車を2台1組で運用することにより、必要な人員・資機材を機動的に被災地に投入し、効果的な人命救助活動を行うことを目的とします。

#### (2) イメージ

- ・自衛隊機(C-130)に積載可能な小型の救助工作車。
- ・コンパクト化により狭隘道路等での高い走破性が発揮され、救助活動効率の向上が期待できる。
- ・2台1組で運用する車両で、不整地での走破性に特に優れた4輪駆動方式のトラックシャーシをベースとする。
- ・ウインチ等を装備し2台に分割積載することにより、救助工作車Ⅲ型と同等の救助資機材を積載(通常の救助資機材に加えて高度救助資機材を積載)する。



2台1組で運用



自衛隊のC-130輸送機に積載



## 2. 「支援車」の充実

支援車の補助対象として、従来のⅠ型、Ⅱ型に加え、新たにⅢ型・Ⅳ型を追加しました。

### (1) 概要

緊急消防援助隊は被災地において、72時間以上の衣・食・住等を含め自己完結を基本に活動する必要があります。活動隊の規模や様々なニーズに応じた支援活動を行うため、従来のⅠ型(活動隊員の生活環境を確保する)、Ⅱ型(必要な装備資機材の輸送)に加え、新たに支援車Ⅲ型・Ⅳ型を追加しました。

### (2) イメージ

#### ア 支援車Ⅲ型

- ・乗車人員は20人以上で、車両の後部に資機材等積載スペースを確保することで、被災現場における、人員及び援助隊用支援資機材等を同時に搬送することが可能な車両。
- ・車両後部に積載資機材の積み下ろしのための扉を有する。
- ・悪路走破性の高い4輪駆動方式のマイクロバスがベース。



支援車Ⅲ型

#### イ 支援車Ⅳ型

- ・緊急消防援助隊が活動時の通信機能等連絡体制を強化するため、消防無線設備を複数設置し、ファクシミリ等のデータ伝送装置を有する。
- ・特に悪路走破性と機動性の高い小型の4輪駆動車両。  
(普通車ベースのSUV車両)

消防庁ではこのような取組みを図ることにより、国民の安心・安全を確保するため、今後とも緊急消防援助隊の体制整備の充実強化を継続的に実施していきます。



ワンボックスタイプ



ジープタイプ



高性能4WDタイプ